

## 群馬県孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム設置要綱

### (目的)

第1条 群馬県における孤独・孤立対策に取り組む多様なNPO等支援組織間の連携及び官民連携を強化することにより、孤独・孤立対策の取組の推進につなげることを目的に、群馬県孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）を設置する。

### (活動内容)

第2条 プラットフォームは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 孤独・孤立対策を分野横断的に推進するための複合的・広域的な連携強化に関する活動
- (2) 孤独・孤立対策に関する先進的な取組み等の情報共有のほか、孤独・孤立に関する啓発活動
- (3) その他プラットフォームの目的を達成するために必要な活動

### (プラットフォームへの入会)

第3条 プラットフォームへの入会を希望する団体（市町村を除く）等は、群馬県に対して別途定める方法により申込みを行うものとする。

2 群馬県は、申込内容について次の各号に掲げる事項等を確認し、入会が適切であると認める場合に、会員としてプラットフォームへの入会を認める。

- (1) 群馬県内において、孤独・孤立対策に関連する事業を現に行っている、又は、今後行おうとしている団体等であること
- (2) 孤独・孤立問題に関心を有する団体等であること
- (3) 宗教的又は政治的活動を目的とした団体でないこと
- (4) 暴力団等反社会的勢力と関係がないこと
- (5) 公序良俗に反する行為や違反行為がないこと

### (プラットフォームからの退会・除名)

第4条 プラットフォームを退会しようとする団体等は、退会の意思を書面により群馬県に届け出、任意に退会することができる。また、団体等が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するときは、群馬県は職権により除名することができる。

- (1) 1年以上、連絡がとれない場合
- (2) 本要綱に違反又はプラットフォームの信用を著しく害したとき
- (3) 団体等が解散又は営業を停止したとき
- (4) 暴力団等反社会的勢力と関係があることが判明したとき
- (5) その他プラットフォームの運営にあたり、重大な支障が生じると認められたとき

(幹事会の設置)

第5条 プラットフォームに幹事会を置く。

- 2 幹事は、別紙に掲げる団体をもって構成し、団体は幹事会に出席する委員を選任する。
- 3 幹事の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(幹事会の役割)

第6条 幹事会は、次の事項について協議するものとする。

- (1) 第2条に掲げる活動内容に関する企画・立案に関すること
- (2) 第2条に掲げる活動内容に関する周知・情報発信に関すること
- (3) その他、プラットフォームの目的を達成するために必要な事項に関すること

(幹事会の開催)

第7条 幹事会は、原則として年1回開催することとし、その他、必要に応じて開催することができるものとする。

- 2 幹事会の開催にあたっては、群馬県が招集するものとする。
- 3 幹事会の進行は、事務局が行うものとする。
- 4 幹事会は、幹事総数の2分の1以上の出席により成立する。
- 5 幹事会には、必要に応じて幹事以外の者の出席を求めることができる。
- 6 幹事会は、必要があると認めるときは、会員に対し意見を求めることができる。

(事務局)

第8条 プラットフォームの事務の執行を円滑に行うため事務局を群馬県健康福祉部福祉局地域福祉課に置く。

- 2 群馬県は、プラットフォーム事務局の業務を民間団体に委託することができる。

(その他)

第9条 本要綱に定めがあるもののほか、プラットフォームの運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和6年5月16日から施行する。

附則

この要綱は、令和8年5月14日から施行する